

「26」又は「42」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名	
--------	--------	------------------	-----	--

令七・四・一以後終了事業年度分

「26」欄

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00393」
- ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額

(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

「42」欄

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00394」
- ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に「認定特定非営利活動法人」の記載があるものの合計額

イ) 特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00424」
- ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に「特例認定特定非営利活動法人」の記載があるものの合計額

71